

付加価値情報ディスクロージャーの 態様と問題点

— 代表的実態調査結果を基礎として —

大 原 昌 明

目 次

はじめに

I. 実態調査にみる態様

1. 国別実施状況
2. 時系列的推移
3. ディスクロージャー具体例

II. 付加価値情報ディスクロージャーの問題点

1. ディスクロージャー形態の問題
2. 付加価値概念の問題
3. 算入要素の問題

おわりに

はじめに

付加価値計算書を中心とする付加価値情報のディスクロージャーに関して、いかなる国においても、いまだに法的要請はなく会計基準なども設定されていない。しかし、多くの調査研究によって明らかのように付加価値情報が各国でディスクロージャーされていることもまた事実である。

改めていうまでもなく、付加価値情報ディスクロージャーに関する会計基準は早急に設定される必要がある。そのためには、付加価値会計理論の整備が重要であるが、他方で、報告実務の態様を吟味することも重要である。「企業会計原則」の表現を借りれば、実務の中に慣習として発達したもののなかから、一般に公正妥当と認められたところをまとめて付加価値会計基準を設定することが必要であるからである。

現在までの付加価値情報に関する報告実務は、各国・各企業の自由裁量権によって行われている。我々が目にすることのできるもっとも一般的な報告手段は、各企業が提供するアニュアル・リポートである。したがって、報告内容についての吟味は、まずアニュアル・リポートから得られた情報に基づいて行われることになる。さらにアニュアル・リポートからだけでは知ることのできない内容については、直接各企業に問い合わせを行うことになる。そしてこのような形式をとつて行われた実態調査は、これまでに、いくつか報告されている。

本稿は、過去に行われた代表的な実態調査に基づき、付加価値情報ディスクロージャー実務についてその態様をまとめ、問題点を指摘することを課題としている。付加価値情報ディスクロージャー態様については、国別の実施状況、時系列的推移そしてディスクロージャー具体例の3つの観点からまとめている。また、問題点は、とくにディスクロージャー形態、付加価値概念、算入要素という3つの観点から指摘している。これらの観点から報告実務について考察することによって、付加価値情報ディスクロージャーの特徴をまとめながら、付加価値会計に内在する解決しなければならない問題を浮き彫りにしようとすることが本稿の目的とするところである。

I. 実態調査にみる態様

1. 国別実施状況

(1) 2つの実態調査

付加価値情報のディスクロージャーに関する国別（地域を含む）の実施状況については、1979年上半期までの1年間に公表されたアニュアル・リポートに基づくラファティ＝ケアンズ（Lafferty, M. & Cairns, D.），および1987年1年間のアニュアル・リポートに基づくトンキン（Tonkin, D.J.）の実態調査から伺い知ることができる。この2つの実態調査は、第1表からわかるように、調査対象国に若干の違いは見られるが、いずれも日本企業を含む主要企業200社を対象にして行われており、その構成にも共通性が見受けられる。さらに、トンキンの実態調査において、随所にラファティ＝ケアンズが行った実態調査との数値比較が行

付加価値情報ディスクロージャーの態様と問題点

われていることから、この2つの実態調査は連続して行われた同種の実態調査であるということができる。

第1表：調査対象国（地域）および企業数

	ラファティ＝ケルンズ	トンキン
アメリカ合衆国	30社	25社
オーストラリア	15社	13社
カナダ	15社	15社
フランス	15社	15社
ドイツ	15社	15社
日本	15社	19社
イギリス	15社	15社
ベルギーおよびルクセンブルグ	10社	ベルギー ルクセンブルグ 1社
イタリア	10社	10社
オランダ	10社	10社
南アフリカ	10社	10社
スイス	10社	10社
スウェーデン	7社	6社
デンマーク	3社	2社
ブラジル	5社	一社
シンガポールおよびマレーシア	5社	シンガポール マレーシア 1社 2社
スペイン	5社	5社
香港	3社	4社
多国籍企業	2社	一社
ニュージーランド	一社	2社
フィンランド	一社	1社
ノルウェー	一社	1社
台湾	一社	2社
パプアニューギニア	一社	1社
韓国	一社	1社
インド	一社	3社
イスラエル	一社	1社
ザンビア	一社	1社
合計	200社	200社

[Lafferty & Cairns, p.2およびTonkin, p.6より作成]

ところで、この 2 つの実態調査は、付加価値情報のディスクロージャーのみを調査内容にしているわけではないことに注意を要する。付加価値計算書については、ラファティ＝ケアンズでは調査項目 30 項目の 25 番目、トンキンでは 28 項目中 23 番目の項目を構成しているにすぎない(いずれもタイトルは “The Value Added Statement” である)。しかも、付加価値計算書の項は、どちらも非財務諸表情報(Non-Financial Statement Information) というセクションの第 2 番目の項目として取り扱われている。この 2 つの実態調査は、いわば、⁽¹⁾アニュアル・リポートに記載されている内容を網羅的に調査し、⁽²⁾その一項目として付加価値計算書をとり上げているわけである。

(2) ラファティ＝ケアンズの実態調査

さて、1980 年に公表されたラファティ＝ケアンズの実態調査 “Financial Times World Survey of Annual Reports” は、第 1 表に掲げた調査対象企業について、付加価値計算書をアニュアル・リポートに掲載しているかどうかを国別に一覧表示している。それをもとに作成したのが第 2 表である。

この実態調査の結果からわかるように、付加価値計算書をディスクロージャーしている国の中で、半数以上の企業が付加価値情報をディスクロージャーしている国はイギリスとドイツであり、なかでもイギリスは調査対象企業の 60% が付加価値情報をディスクロージャーしている。この 60% という数字は、後に触れる ICAEW の調査結果とは大きく異なっているのであるが、開示率の差異に関する問題を考慮しても、付加価値情報についてもっと多くの企業がディスクロージャーしているのはイギリスであるといえる。

ラファティ＝ケアンズは、付加価値計算を行うための簡便な計算という位置付けで、売上収益の分析をディスクロージャーしている企業について分析を行っている。つまり、付加価値計算書をディスクロージャーしていないとも、売上収益の分析をとおして、アニュアル・リポートの読者が付加価値についての情報を読み取れるという視点に基づく分析である。それによれば、売上収益の分析をディスクロージャーしている企業は、合計 20 社、中でもアメリカ企業が 9 社売上収益の分析をディスクロージャーしている。ところが、実際に売上収益の分析から付加価値と

第2表：付加価値情報ディスクロージャー国および企業数 I

ベルギーおよびルクセンブルグ	1社	(10社)	10%
デンマーク	2社	(3社)	66%
フランス	2社	(15社)	13%
ドイツ	8社	(15社)	53%
イタリア	1社	(10社)	10%
オランダ	2社	(10社)	20%
スペイン	—社	(5社)	—
スウェーデン	1社	(7社)	14%
スイス	—社	(10社)	—
イギリス	9社	(15社)	60%
多国籍企業	<u>2社</u>	<u>(2社)</u>	<u>100%</u>
ヨーロッパ合計	<u>28社</u>	<u>(102社)</u>	<u>27%</u>
オーストラリア	3社	(15社)	20%
ブラジル	—社	(5社)	—
カナダ	2社	(15社)	13%
香港	—社	(3社)	—
日本	—社	(15社)	—
シンガポールおよびマレーシア	1社	(5社)	20%
南アフリカ	1社	(10社)	10%
アメリカ合衆国	—社	(30社)	—
合 計	35社	(200社)	18%

[Lafferty & Cairns, p.358より作成]

その分配を読み取れる企業はイギリスの1社のみであり、その他の企業では、売上収益の分析からは付加価値とその分配を読み取ることが困難であると結論付けている。

以上がラファティ＝ケアンズの実態調査の概要であるが、国別実施状況という点でこれをまとめれば、1979年においては、次のような国々で付加価値情報がディスクロージャーされていたことが跡付けられる。

ヨーロッパ……ベルギーまたはルクセンブルグ、デンマーク、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、スウェーデン、イギリス

その他……オーストラリア、カナダ、シンガポールまたはマレーシア、南アフリカ

(3) トンキンの実態調査

1989年に公表されたトンキンの実態調査 "World Survey of Published Accounts"は、さきのラファティニケアンズの実態調査を踏襲して行われたものであるが、分析結果の表現方法に若干の違いが見られる。

ラファティニケアンズは、いかなる意味においても国と国との関係に言及せず、国別の結果のみを報告しているが、トンキンは、この調査において、「北米」「ヨーロッパ」そして「その他」という3つの地域的グループに分類して分析を行っている。これらの分類の基礎は、トンキンの言葉を引用すれば「影響勢力 (spheres of influence)」[Tonkin, p.6]である。ここで注意しなければならない点は「北米」グループとして集計された国々である。ここには、アメリカ合衆国以外に、歴史的に見てイギリスの影響を強く受けているといわれているオーストラリア、ニュージーランド、カナダそして南アフリカの企業が含まれている。こういった分類での調査結果の分析にあたっては、そこに示されるデータがアメリカ固有のものなのか、それともこのグループに含まれるアメリカ以外の国のものなのかについての明確な表示が必要になる。というのも、付加価値情報のディスクロージャーに関して、アメリカがそれを行っているとの報告がないからである。⁽³⁾

さて、その分析結果であるが、まず、付加価値計算書のディスクロージャーについて第3表のような結果を示している。

第3表：付加価値情報ディスクロージャーの地域別態様

	北 米	ヨーロッパ	その他	合 計	1980年 合 計
企業数	65 %	100 %	35 %	200 %	(200) %
源泉と分配を示すもの	16	15	9	15	(分析せず)
分配のみを示すもの	2	7	—	4	(分析せず)
開示をしないもの	18	22	9	19	(18)
	82 100	78 100	91 100	81 100	(82) (100)

[Tonkin, p.406]

※「1980年合計」として示されているデータは、ラファティニケアンズの調査結果の引用である。

この結果は、どんな形式にせよ付加価値情報をディスクロージャーしている企業が、調査企業の 19% (37 社) だけであるという相対的比率を示している。これは、付加価値情報ディスクロージャーに関するラファティ=ケアンズの調査報告における 18% (35 社) よりもわずかに改善されているが、ほぼ同数で推移しているといえる。

ところで、トンキンの調査では、上掲のような形式で分析するにとどまり、具体的に国別の実施状況については一覧表示していない。明確なことは、調査対象企業 200 社中 19% (37 社) がディスクロージャーしているということ、そして、その内訳は、「北米」グループが 65 社中その 18%，「ヨーロッパ」グループが 100 社中 22%，「その他」グループが 35 社中 9 % であるということである。そこで、トンキンの調査報告書の本

第 4 表：付加価値情報ディスクロージャー国および企業数 II

オーストラリア	4 社	(13社)	31%
ニュージーランド	1 社	(2社)	50%
カナダ	1 社	(15社)	7 %
南アフリカ	6 社	(10社)	60%
北米グループ合計	12社	65社	18%
ドイツ	6 社	(15社)	40%
イギリス	5 社	(15社)	33%
スウェーデン	2 社	(6社)	33%
オランダ	3 社	(10社)	30%
スイス	2 社	(10社)	20%
不明	4 社		
ヨーロッパグループ合計	22社	100社	22%
パプアニューギニア	1 社	(1社)	100%
シンガポール	1 社	(1社)	100%
ザンビア	1 社	(1社)	100%
その他グループ合計	3 社	35社	9 %

[Tonkin, pp.405-415より作成]

*各グループの企業数 (65社, 100社, 35社) は、それぞれ調査対象企業の各グループの合計である。

文中で、国とそのディスクロージャー企業数が明らかにされているもの、および掲載されている事例等から、国別の実施状況を推定すれば第4表のようになる。

上掲のように、「北米」グループと「その他」グループはそれぞれ 18%, 9%⁽⁴⁾で第3表で示された数値と一致する。異なるのは「ヨーロッパ」グループであり、4社ほど不明となっている。これらについては、調査対象国のうち、数値が明らかになっている国以外であることがわかるがそれがどこの国であるか不明である。

この結果を、ラファティニケアンズの調査報告書の結果を含めて実施国をまとめれば次のようになる。

〈両調査で確認された国〉

ヨーロッパ……ドイツ、オランダ、スウェーデン、イギリス、
その他…………オーストラリア、カナダ、シンガポールまたはマレー
シア、南アフリカ

〈ラファティニケアンズの調査でのみ確認された国〉

ヨーロッパ……フランス、ベルギーまたはルクセンブルグ、デンマー
ク、イタリア

その他…………なし

〈トンキンの調査でのみ確認された国〉

ヨーロッパ……スイス

その他…………ニュージーランド、パプアニューギニア、ザンビア
各国の会計制度は、その国の法令・伝統・慣習などによって形成される。この意味で、各国独自の会計制度が存在する。しかし、各国は独立して存在しているとはいえ、歴史的なコンテクストを背景にして、政治的、経済的、社会的に影響しあっていることもまた事実である。EU などのようにヨーロッパという地域的観点から新たな枠組みを作り出そうとする動きもある。そして、そういった動きが、ある国の会計制度に影響を及ぼす。

付加価値情報ディスクロージャーに関しても、それらの関係を無視して考えることはできない。

さきに見たように、付加価値情報は、ヨーロッパ諸国でディスクロージャーされていることが確認できる。そしてその中心はイギリスである。

歴史的な観点から見れば、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、南アフリカそしてシンガポールはイギリスの影響を強く受けってきた国々である。これらの国々がイギリスで導入した付加価値計算を行い、それをディスクロージャーするに至ったと類推することは妥当なことであろう。⁽⁵⁾

2. 時系列的推移

法律による作成およびディスクロージャー要請、さらに会計基準もいまだに設定されていない付加価値会計であるが、さきに見たように、そのディスクロージャーは、数は少ないとはいえ実施されている状況にある。

ここでの分析視角は、ディスクロージャー企業数の推移である。これについては、さきのラファティ＝ケアンズおよびトンキンの実態調査では必ずしも十分であるとはいえない。したがって国別の推移を明らかにすることはできない。時系列的推移を明らかにする手がかりは、ICAEW (The Institute of Chartered Accountants in England & Wales) が行ったイギリス企業の実態調査である。もちろん、これだけをもって総合的な推移を推し量ることは不可能であり、そうした分析は浅薄にすぎるであろう。したがってここでの分析は、多くの限定を持ったものにならざるを得ないということを認識して、その推移を考察してみたい。

ICAEW は、1969 年からイギリスの代表的企業 300 社を対象に、毎年、公表されたアニュアル・リポートの構成内容について分析をした報告書を刊行している。それは 1969 年度版から 1981-82 年度版までは "Survey of published accounts" というタイトルで公表され、1982-83 年度版から "Financial Reporting-a survey of UK published accounts" とタイトルを変え、現在に至っている。

本報告書において最初に企業付加価値についての記述が現れたのは 1976 年度版においてである。そしてそれは、1975 年 8 月に ASSC (Accounting Standards Steering Committee) から公表された「コーポレート・リポート」の一般的説明事項のセクションで取り扱われている。続く 1977 年度版まで「コーポレート・リポート」の説明の一部分として掲載されていた付加価値計算書が、独立したセクションとして、つまり、'STATEMENT OF VALUE ADDED' というセクションで掲載

されるようになったのは 1978 年度版からである。その後、1979 年度版、1980 年度版と 3 年間にわたって 'STATEMENT OF VALUE ADDED' として掲載されていた付加価値計算書の項は、1981 年度版からは、'VALUE ADDED' と名称の変更が行われた。そして 1983-84 年度版までの 3 年間、付加価値計算書の公表企業数を掲載したのち、1984-85 年度版から 1986-87 年度版まで記載が無く、独立したセクションとしての付加価値計算書についてのセクションは姿を消した。その後はたとえば、'SEGMENTAL REPORTING' の一項目として取り扱われたり (1987-88 年度版、しかもわずかに 1 頁のみ)、'COOPERATIVE SOCIETIES' の一項目であったり (1988-89 年度版)、あるいは 'FINANCIAL REPORTING TO EMPLOYEES' のセクションで事例が示される程度となった (1989-90 年度版)。そして、1989-90 年度版を最後に、付加価値に関する記述は事例として示されることもなくなった。⁽⁶⁾

したがって、イギリス企業における付加価値情報ディスクロージャーに関する時系列的態様は、最初にデータが報告された 1976 年度版から 1983-84 年度版までの 8 年間によって考察することになる。

1976 年度版においては、アニュアル・リポートに付加価値計算書を掲載した企業数は 14 社と報告されている。⁽⁷⁾ その後の実態をまとめれば第 5 表のようになる。

1984 年以降、なぜデータを集計しなくなったのかについては不明であるが、企業数の推移は、1979-80 年をピークとしてそのディスクロージャーが遞減傾向にあることを示している。

ところで、さきに見たラファティ＝ケアンズの実態調査では、調査対象企業 200 社中 35 社、18% の企業が付加価値情報をディスクロージャーしていることが報告され、トンキンの実態調査では、200 社中 37 社、19%

第 5 表：イギリスにおける付加価値情報ディスクロージャー

調査年	75-76	76-77	77-78	78-79	79-80	80-81	81-82	82-83
企業数	14(社)	42	67	84	90	88	77	64
採用率	5(%)	14	22	28	30	29	26	21

[ICAEW, 1977, 1978, 1979, 1980a, 1980b, 1981, 1982, 1983 より作成]

がそれをディスクロージャーしている。興味深い事実は、1980年公表のラファティ＝ケアンズの実態調査では、イギリスの企業15社が調査対象となっているが、イギリス企業だけを見れば、15社中9社、60%もの企業が付加価値情報をディスクロージャーしているということである。そして、このことが、全体的な付加価値情報の開示率（18%）を押し上げている。ラファティ＝ケアンズの調査年度は、さきの ICAEW の 1979-80 年、つまり付加価値情報をディスクロージャーした企業数がピークを迎えた時期である。開示率を見れば、ラファティ＝ケアンズと ICAEW との間には、イギリス企業については 30% もの差異があり、早計な結論を導き出すことはできないであろうが、ICAEW の調査結果を勘案して推測すれば、イギリスにおいては 1979 年から 1980 年にかけて、付加価値情報をディスクロージャーする企業がもっとも多かったということができる。⁽⁸⁾

3. ディスクロージャー具体例

付加価値情報ディスクロージャーの具体例については、ラファティ＝ケアンズおよびトンキンの実態調査で多くのものが記載されている。ここでは、それらの中から、代表的な形態のいくつかを転載し示すことにするが、まず、基本形態としてもっともよく知られている形態を示してみよう。それは、付加価値情報ディスクロージャーに大きな役割を演じた「コーポレート・リポート」が例示した付加価値計算書である。

「コーポレート・リポート」では、付加価値計算書に含むべき最低限の情報として、次の 6 つを列挙している。

- (a) 売上高
- (b) 外部購入材料およびサービス
- (c) 従業員賃金および便益
- (d) 配当金および利子
- (e) 税金
- (f) 再投資のための留保額

その後に、例 1 のような製造業の場合の付加価値計算書の形態を掲載している。

例 1 : 「コーポレート・リポート」における付加価値計算書

**製造業
付加価値計算書**

	1974年12月31日 までの年度	前年度
	£M	£M
売上高	103.9	102.3
購入材料およびサービス	<u>67.6</u>	<u>72.1</u>
付加価値	<u>£36.3</u>	<u>£30.2</u>
 次のように分配		
従業員への支払い		
賃金・年金・フリンジベネフィット	25.9	17.3
資本提供者への支払い		
借入金利子	0.8	0.6
株主配当	<u>0.9</u>	<u>0.9</u>
	1.7	1.5
政府への支払い		
法人税	3.9	3.1
資産の維持・拡張の準備額		
減価償却費	2.0	1.8
留保利益	<u>2.8</u>	<u>6.5</u>
	<u>4.8</u>	<u>8.3</u>
付加価値	<u>£36.3</u>	<u>£30.2</u>

[A.S.S.C., p.50]

(1) 付加価値計算書形式

付加価値情報は他の財務諸表と同様に、計算書形式で示されることが一般的である。その例としては、次のようなイギリス Bass 社の付加価値計算書である。

付加価値情報ディスクロージャーの態様と問題点

例2：付加価値情報ディスクロージャー形態I～付加価値計算書
1986年9月30日に終わる年度、イギリス Bass社

	1987 £m	1986 £m	1985 £m	1984 £m	1983 £m
付加価値					
売上高	3,213.4	2,709.7	2,410.8	2,252.3	1,988.4
固定資産売却益	15.3	17.4	8.8	10.3	14.7
	3,228.7	2,727.1	2,419.6	2,262.6	2,003.1
外部購入費用および減価償却費	1,681.2	1,299.4	1,116.6	1,049.4	910.6
物品税	628.4	627.4	618.5	576.2	517.5
	919.1	800.3	684.5	637.0	575.0
分配					
従業員へ					
賃金・給与および年金掛金	484.7	430.8	379.6	365.3	345.9
従業員利益分配計画	12.1	10.8	8.7	7.7	6.2
	496.8	441.6	388.3	373.0	352.1
政府へ					
法人税	121.2	111.5	90.3	74.7	61.7
社会保障費	35.9	31.1	27.8	28.7	25.7
	157.1	142.6	118.1	103.4	87.4
資本提供者へ					
借入金費用	21.4	17.2	13.3	16.9	22.2
株主	72.4	59.8	48.5	43.1	37.6
	93.8	77.0	61.8	60.0	59.8
経営への再投資へ					
留保利益	195.6	85.6	116.3	91.4	75.7
臨時項目	24.2	53.5	—	9.2	—
	919.1	800.3	684.5	637.0	575.0
*53週					

[Tonkin, p.415]

(2) グラフ形式

第2のディスクロージャー形式はグラフ形式である。これには、パイングラフや棒グラフなどの形式がある。パイングラフの事例は南アフリカのPremier社、棒グラフとしてはイギリスのGrand Metropolitan社がディスクロージャーしたような形式がある。

例3：付加価値情報ディスクロージャー形態II～計算書とパイグラフ
1987年3月31日に終わる年度、南アフリカ Premier社

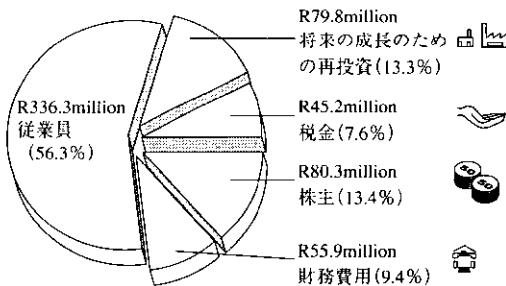
付加価値計算書

1987年3月31日に終わる年度

付加価値とは、組織が生産過程によって、買い入れた原材料やサービスに付け加えた価値である。

項目	%	1987 R'000's	%	1986 R'000's
グループ売上高		2,421,100		2,162,964
差引: 材料・サービス購入費用		1,877,011		1,668,952
受取配当金		544,089		494,012
為替差損		53,289		40,747
付加価値		597,378		522,936
次のように適用：				
従業員への支払いのために				
資金・給与およびその他の便益	56.3	336,341	59.5	311,170
債権者への支払いのために				
借入金利子	9.4	55,860	14.4	75,266
株主への支払いのために				
优先株主	13.4	80,266	12.9	69,204
グループ株主配当金	11.5	68,838	9.9	51,518
税金への提供のために				
企業繁栄への再投資	7.6	45,163	3.1	16,332
	13.3	79,748	10.1	52,964
	100.0	597,378	100.0	522,936

注：関連会社の留保利益、資本的損益およびその他の臨時項目は除外されている。



[Tonkin, p.411]

付加価値情報ディスクロージャーの態様と問題点

例4：付加価値情報ディスクロージャー形態III～棒グラフ
1986年9月30日に終わる年度、イギリス Grand Metropolitan 社

付加価値の源泉と処分

付加価値の源泉	1986	1985
財・サービスの外部購入費用	53.7% £2,843.8m	55.6% £3,107.3m
付加価値	46.3% £2,447.5m	44.4% £2,482.2m
売上高	£5,291.3m	£5,589.5m

付加価値の処分	1986	1985
国税・地方税等	38.0% £930.6m	36.8% £912.8m
従業員総支払額および年金	42.0% £1,026.7m	42.4% £1,052.1m
利子・配当・少数株主持分	7.8% £191.6m	7.6% £189.8m
グループの投資のための留保額	12.2% £298.6m	13.2% £327.5m
付加価値	£2,447.5m	£2,482.2m

[Tonkin, p.412]

II. 付加価値情報ディスクロージャーの問題点

ここでは、付加価値情報のディスクロージャーに関する問題点を、実務的な取り扱いの態様から抽出する。その論点は、ディスクロージャー形態、付加価値概念そして算入要素の 3 点である。

1. ディスクロージャー形態の問題

先に示したように、付加価値情報は、計算書そしてグラフという、おむね 2 つの形態のいずれか（またはその両方）でディスクロージャー⁽⁹⁾されている。

付加価値計算の有用性は、一方で、それが富の創造を計算することであり、他方で、富の創造に参加した関係者集団への富の分配を示すことに求められる。そして、情報提供の観点からは、分配局面が重視される。

分配局面の重視傾向は、ラファティニケアンズの実態調査においては、6 社 (17%)、トンキンのそれでは 8 社 (22%) が分配局面のみをディスクロージャーしていることに裏付けられる。

そのことは、計算書形式の事例を見ても明らかである。というのも、企業が新たに生み出した価値の分配は、勘定科目ではなく分配にあずかる利害関係者集団が強調されて示されているからである。つまり、付加価値の分配を受ける集団は、まず第 1 に従業員、そして資本提供者、政府であり、それらの残余部分を内部留保として企業が受け取ることが表示されるのである。

分配局面の重要性は、グラフ形式ではさらに強調される。例として示したパイグラフでは、その上に計算書が示されているが、付加価値の総額よりも、「誰がどれほどのパイの一片を受け取ったのか」が強調されているのである(例 3 参照)。そしてその場合、金額よりも百分率で示される情報に有用性を認めているといえる。

ところで、グラフ形式でのディスクロージャーの方が計算書形式よりも、見やすさ、理解しやすさといった点で優れていることは自明のことである。一般に、付加価値情報の報告対象として従業員が重視されるといわれているが⁽¹⁰⁾、この意味からは、まさに計算書形式よりもグラフ形式が優れている。トンキンの実態調査においても、付加価値情報をディス

クロージャーしている企業 37 社のうち 24 社 65% が付加価値計算書とグラフ形式の両方を表示する形式を採用しており、そのうち 9 社 24% がグラフのみをディスクロージャーしている。⁽¹¹⁾

しかし、付加価値情報の中心指標となる付加価値それ自体がどのように計算されたのか、いいかえれば分配の原資の表示は見落とすことができない事項である。分配はあくまで分配であって、原資がまず計算されて分配されることに注意すべきである。この意味で、付加価値の生成局面の表示は必要であり、これを的確に表示する形式が計算書形式である。

したがって、いかなる形態で付加価値情報をディスクロージャーするにせよ、付加価値の分配を受ける利害関係者とともに、分配原資となる付加価値がどのように計算されたのかを明らかにする必要があると考えられる。

2. 付加価値概念の問題

さて、分配原資となる付加価値は、一般には、控除法と加算法という、2つの計算方法によって算出される。付加価値概念の問題は、付加価値の計算にかかわる問題である。そしてこれは、付加価値計算はどのような金額を基礎にするか、つまり売上高基準か生産高基準かという問題および減価償却費の取り扱いをどのようにするかという2つの問題に分類して検討しなければならない事項である。そして、付加価値概念を検討する場合、とくに減価償却費の取り扱いが重要になる。⁽¹²⁾

減価償却費を付加価値の分配項目の一つとして取り扱う場合、これによって求められる付加価値を粗付加価値 (Gross Value Added) といい、それを外部購入費用 (前給付原価) とともに売上高から控除する項目として取り扱って計算された付加価値を純付加価値 (Net Value Added) という。トンキンの実態調査では 20 社 54% の企業が粗付加価値概念を

第 6 表：粗付加価値概念採用企業数

調査年	77-78	78-79	79-80	80-81	81-82	82-83
企業数	63(社)	69	75	72	64	51
採用率	94(%)	82	83	81	83	80

[ICAEW, 1979, 1980a, 1980b, 1981, 1982, 1983 より作成]

採用しており、9社24%が純付加価値を採用している。残りは減価償却費の取り扱いを示してはいない。これによれば粗付加価値概念が支持されていることがわかる。このことは、ICAEWの調査ではさらに鮮明になる。第6表のように、イギリス企業では、付加価値情報をディスクロージャーしている企業の80%以上が粗付加価値概念を採用している。

ところで、さきに示した「コーポレート・リポート」では6つの項目を付加価値計算書に含むべきと提案しているが、その内容からは、どちらの概念を支持しているか読み取ることはできない。しかし、例1のような、作成すべき付加価値計算書の形態の中で減価償却費を付加価値の分配項目として取り扱っている。つまり「コーポレート・リポート」は、分配原資となる付加価値を粗付加価値概念で計算しているのである。このことがイギリス企業の付加価値計算書作成実務に影響を及ぼしたということは想像に難くない。

だが、粗付加価値概念を採用することに妥当性を有するかどうかについては検討の余地の残る問題である。

3. 算入要素の問題

ここでいう算入要素とは、付加価値計算書において見られるいくつかの取り扱い項目に関する問題である。具体的には、臨時損益項目(Extraordinary items)、営業外損益項目(Non-operating items)の取り扱いおよび各分配項目に含めるべき内容という3点である。さらに、臨時損益項目と営業外損益項目については、これを付加価値計算書の中で考慮すべきかどうかを含めて検討しなければならない問題である。

「コーポレート・リポート」では、「付加価値計算書は、損益計算書の表示に関係付けられる多くの問題、たとえば臨時損益の取り扱いを克服することを理解しなければならない」[p.50]と述べてはいるが、これらの項目の表示についてなんら指示は行っていない。

まず、臨時損益項目であるが、トンキンの実態調査では、3社8%のみが臨時損益項目の取り扱いについて開示しているとした上で、その取り扱いが次のように異なっている点を指摘している。⁽¹³⁾

- ① 留保利益に含めるケース
- ② 付加価値生成部分に含めるケース

③ 付加価値計算書に含めないケース

臨時損益項目を付加価値計算書の中に含めるかどうかの問題は、まず、その内容を決定し、その上で取り扱いを検討する必要がある。たとえば、イギリスにおいては、会計基準書(SSAP)第6号で臨時損益項目を会社の正常な活動(Ordinary activities)の範囲に入らない異常な事象に由来するものであるとし、その内容として、たとえば転売以外の目的で取得した投資の売却、固定資産の処分にかかる損益、資産の公用徵収(Expropriation)などを示している[田中・原訳、116頁]。ところが、アメリカの会計基準審議会(APB)第30号においては、臨時損益項目は、異常な性質(Unusual nature)を持ち、その発生の度合いがまれである(Infrequency of occurrence)出来事もしくは取引であるとされている[山田、301-302頁]。アメリカのある調査では、臨時損益項目として、社債などの早期買入償還による損益、前期までの欠損金による当期の税金の減少、係争事件の解決などが、実務においてその具体的な内容としてとらえられている[太田昭和、93頁]。第2表および第4表からわかるように、アメリカにおいては付加価値情報は実務においてまだディスクロージャーされていない。しかし、導入に向けて理論的整備が進みつつあることも確かである[大原]。この意味でも、こうした一般的な会計用語の示す内容の大きな差異を解決する必要があろう。

次に、営業外損益項目であるが、トンキンの調査では、これについて⁽¹⁴⁾は10社27%の企業が取り扱いを示し、付加価値計算書に算入している。そして営業外損益項目を付加価値計算書に算入する場合、営業外収益は付加価値生成部分に含め、営業外費用については算出された付加価値の控除項目の一つとして示されていると報告している。営業外損益項目は、期間的営業活動から発生するものであり、これが主たる営業活動から生じるものではないとはいえ、付加価値生成部分の計算において加減されることに一定の根拠を見い出すことができよう。しかし、付加価値を企業が新たに生み出した価値であると概念規定した場合(そしてこれが一般的なのであるが)、営業外損益として示される内容が積極的な意味を持って価値形成にかかわってくるかどうかについては、その解釈をめぐって検討されなければならない問題である。

さて、各分配項目に含める内容の問題であるが、これは「誰がどれほ

どのパイの一片を受け取ったか」を決定する問題である。さきに引用した「コーポレート・リポート」の分配項目を再掲してみよう。

従業員賃金および便益

配当金および利子

税金

再投資のための留保額

これら 4 つの項目が付加価値の分配項目を構成し、それぞれには、一般には企業活動に貢献した利害関係者への分配額として表示される。つまり、賃金および便益は労働提供者である従業員に、配当金および利子は資本提供者である株主・債権者に、税金は政府に、そして、再投資のための留保額は企業それ自身にというように表示されるのである。

この点について調査を行っているのは ICAEW であり、それぞれの分配項目を表現する名称は実務においてさまざまである。

まず、従業員への分配項目については、第 7 表のようになっている。

このデータが示すように、従業員に対する分配項目は、賃金・給与を中心としながらも、それと組み合わせられる項目の違いによって大きく 3 通りの内容に分類できる。さらに、年を経るにつれ「その他」の割合が大きくなり従業員分配項目が多様化していることがわかる。

次に資本提供者への分配項目は第 8 表のようにまとめることができる。

この項目では、「配当金および利子」と表示している企業と「配当金・利子および少数株主持分」と表示している企業とがほぼ二分した結果が

第 7 表：従業員への分配項目

名 称	調査年	77-78	78-79	79-80	80-81	81-82	82-83
賃金および年金	-	18社(21%)	20社(22%)	16社(18%)	23社(30%)	16社(25%)	
賃金・年金および社会保険料	-	20 (24)	22 (24)	23 (26)	20 (26)	16 (25)	
賃金および便益	-	31 (37)	35 (39)	23 (26)	9 (12)	10 (16)	
そ の 他	-	8 (10)	10 (12)	19 (22)	21 (26)	18 (28)	
不 明	-	7 (8)	3 (3)	7 (8)	4 (6)	4 (6)	
合 計	-	84 (100)	90 (100)	88 (100)	77 (100)	64 (100)	

[ICAEW, 1979, 1980a, 1980b, 1981, 1982, 1983 より作成]

付加価値情報ディスクロージャーの態様と問題点

あらわれている。少数株主持分を資本提供者への分配とするかどうかの問題は、この持分が連結上の概念であることを考えれば、連結財務諸表を作成する企業にとっては解決しなければならない問題の一つとなるであろう。

第3に政府への分配項目であるが、調査をまとめれば第9表のようになる。

第9表からわかるように、この項目については、7～8割の企業が法人税という名称のみを採用している。

最後は企業それ自身への分配項目である。

この項目は、さきに触れたように、付加価値概念の決定において重要な項目となる。つまり、減価償却費をこの項目で取り扱うかどうかによって付加価値計算のすべてに影響を及ぼすことになる。第10表から明らかのように、減価償却費はこの項目で取り扱われることが多いになっている。

第8表：資本提供者への分配項目

名 称	調査年	77-78	78-79	79-80	80-81	81-82	82-83
配当金および利子	—	31社(37%)	37社(41%)	39社(44%)	30社(39%)	26社(41%)	
配当金・利子および少数株主持分	—	45 (54)	44 (49)	42 (48)	39 (51)	28 (44)	
そ の 他	—	7 (8)	7 (8)	6 (7)	6 (7)	8 (11)	
不 明	—	1 (1)	2 (2)	1 (1)	2 (3)	2 (4)	
合 計	—	84 (100)	90 (100)	88 (100)	77 (100)	64 (100)	

[ICAEW, 1979, 1980a, 1980b, 1981, 1982, 1983より作成]

第9表：政府への分配項目

名 称	調査年	77-78	78-79	79-80	80-81	81-82	82-83
法 人 税	—	69社(82%)	75社(83%)	72社(82%)	59社(77%)	44社(69%)	
そ の 他	—	14 (17)	14 (16)	14 (14)	13 (17)	14 (21)	
不 明	—	1 (1)	1 (1)	2 (2)	5 (6)	6 (10)	
合 計	—	84 (100)	90 (100)	88 (100)	77 (100)	64 (100)	

[ICAEW, 1979, 1980a, 1980b, 1981, 1982, 1983より作成]

第10表：企業それ自身への分配項目

名 称	調査年	77-78	78-79	79-80	80-81	81-82	82-83
減価償却費および 留 保 利 益	-	61社(73%)	71社(79%)	61社(69%)	51社(66%)	38社(60%)	
留 保 利 益	-	4 (5)	12 (13)	12 (14)	12 (16)	10 (16)	
そ の 他	-	6 (7)	3 (4)	11 (12)	13 (17)	11 (17)	
不 明	-	13 (15)	4 (4)	4 (5)	1 (1)	5 (7)	
合 計	-	84 (100)	90 (100)	88 (100)	77 (100)	64 (100)	

[ICAEW, 1979, 1980a, 1980b, 1981, 1982, 1983より作成]

粗付加価値概念を採用して付加価値計算を行う以上当然の結果である(第6表参照)。ここで検討の余地が残る問題の一つは「その他」についてである。ICAEWの調査によると、企業それ自身への分配項目に少数株主持分を含めている企業がある。少数株主持分が資本提供者への分配項目なのか企業それ自身への分配項目なのか、少数株主持分の性格をさらに検討する必要があるであろう。

以上のように、分配項目の名称はさまざまである。このことから、それぞれの項目の算入要素もまた、多様な取り扱いが行われていることが類推される。しかし、もっとも重要なことは、それぞれの項目で、何を算入要素としているか示していない企業(つまり「不明」として分類された企業)が、少なからず見られるということである。このことは、当該企業の時系列比較はもちろん、企業間比較も困難なものにする。付加価値情報ディスクロージャーに関する明瞭表示の点で、こういった実務は解決しなければならないといえるだろう。

おわりに

以上のように、付加価値情報ディスクロージャーに関して、過去に実施された実態調査をもとに、国別実施状況・時系列的推移の観点からまとめ、実務で行われている内容についていくつかの問題点を指摘した。国別実施状況については、ラファティ＝ケアンズおよびトンキンの実態調査を中心として考察した。その結果、法的要請や会計基準が設定され

ていない現状にありながら、多くの国でディスクロージャーが行われていることを認識することになった。もちろん、付加価値情報ディスクロージャーに関する基準がないことから、情報の内容については、さまざまな取り扱いがなされていることも明らかとなった。また、時系列的推移については、とくに ICAEW の調査に基づき、その傾向を分析したが、とくにイギリスにおいては、一般にいわれているように「コーポレート・リポート」の公表後、付加価値情報のディスクロージャーが多く企業で行われるようになったことが裏付けられた。しかし、1983-84 年版を最後に、付加価値会計に関する調査が行われていないために、その後の 10 年間について傾向を分析することはできず、必ずしも十分な時系列的傾向を理解することはできなかった。

明らかにすべき問題は多く残っているが、とくに、トンキンの調査以降の付加価値情報ディスクロージャーに関する実務上の動向を把握する必要があろう。つまり、付加価値情報のディスクロージャーはその後も減少傾向にあるのか、あるいは付加価値情報ディスクロージャーに内在する諸問題はどのように取り扱われているのか、そして新たに付加価値情報をディスクロージャーした国はあるのかなど、1987 年以降の実務における動向把握である。これらについては稿を改めて報告する予定である。

[注]

- (1) 付加価値計算書以外に調査されている非財務諸表情報は次の通りである。

〈ラファティニケアンズ〉

- ① 従業員情報
- ② 付加価値計算書
- ③ 将来予測報告書
- ④ 量的経営データ
- ⑤ エネルギー報告書および環境情報
- ⑥ 株主および株式実績分析

〈トンキン〉

- ① 従業員報告書
- ② 付加価値計算書

- ③ 将来予測および企業目的報告書
 - ④ 量的経営データおよび取引データ
 - ⑤ エネルギーおよび環境報告書
 - ⑥ 株主分析および株式実績計算書
- (2) 世界の主要企業 175 社を対象とした同じような形式の実態調査結果が 1984 年 6 月に公表されたが、これは、もっぱら国際会計基準(IAS)と実務との関係を中心にアニュアル・リポートを分析したものであり、そこには付加価値情報に関する記述は見られない [Stilling, Norton & Hopkins]。
- (3) こういった分類を行った根拠について、1993 年 10 月 15 日に出版社に対して照会状を発送し、ついで 1993 年 11 月 15 日にトンキンに直接照会状を発送したが、現在までに回答は得られていない。
- (4) このことから、アメリカにおいては、付加価値情報をディスクロージャーしていないということが裏付けられる。このことはまた、「北米グループ」として分類することへの問題を改めて認識させることになる。
- (5) こういったイギリスの影響を受けてきた国々について、付加価値情報のディスクロージャーの実際を報告しているのは中原教授である。オーストラリアについては [中原, 1984b], シンガポールは [中原, 1984c], ニュージーランドは [中原, 1984d], 南アフリカについては [中原, 1985a および 1985b], カナダと香港については [中原, 1985c] において紹介されている。
- (6) とくに、1983-84 年度版以降の付加価値計算書に関する調査打ち切りについて、その利用が減少したためであるとの見解を示しているものもある [Hussey & Bishop, p.242]。
- (7) ちなみに、レンシャル=アラン=ニコルソンによれば、1977 年 6 月 30 日に終わる年度について行った調査において（調査対象企業数不明）、57 社が付加価値情報をディスクロージャーしており、もっとも早く付加価値情報をディスクロージャーしたのは、1975 年 12 月 31 日に終わる年度について付加価値計算書を作成した Colt International & Associated Co. Ltd である [Renshall, Allan & Nicholson, p.87 および p.110]
- (8) 中原教授は、イギリス企業の付加価値会計についての実態調査を、1982 年と 1985 年に行っている。
まず、1982 年の調査結果であるが、52 社に対して調査を実施し、回

答会社数は 28 社 (54%) である。このうち 23 社、79% の企業が付加価値情報をディスクロージャーしていることが報告されている。

さらに、1985 年の実態調査では、115 社に対して調査を実施し、回答会社数は 37 社 (32.2%)、そのうち 21 社、57% が付加価値情報をディスクロージャーしている。この結果についても、他の実態調査と単純な比較はできないだろうが、少なくともイギリスにおいては、1980 年代初頭に付加価値情報ディスクロージャーのピークを迎えたということは裏付けられるだろう [中原、1984a および 1989 参照のこと]。

(9) これ以外の形態としては、付加価値の概念とともに、付加価値およびその分配の推移を文章で示したものもある [Tonkin, p.409 参照のこと]。

(10) 付加価値情報が誰にとって役立つ情報なのか、いいかえれば誰のために報告するのかについては、一般的には従業員であると理解されている。しかし、ICAEW の実態調査 1983-84 年版において「付加価値計算書」の項を担当したボーゲン (Bougen, P.) は、次のような見解を示して問題提起している。

「もし付加価値計算書が、もっぱら従業員にとって有用であるとすれば、元来、株主に向けて公表される報告書よりは、従業員報告書が最良の手段となるだろう。」

[ICAEW, 1983, p.154]

この提案は、付加価値会計理論および付加価値情報ディスクロージャーに対する多くの新しい問題を引き起こす内容を有している。

(11) ICAEW の調査では、付加価値計算書とともにグラフ形式でディスクロージャーしている企業については、次の 4 期間についてデータが示されている。78-79 年 : 17 社 / 84 社 (20%)、79-80 年 : 15 社 / 90 社 (17%)、80-81 年 : 20 社 / 88 社 (23%)、81-82 年 : 14 社 / 77 社 (18%)。

(12) 付加価値計算の基礎に関する問題は、実態調査を見る限り、この問題について分析したものはなく、それらで示される付加価値計算書を見ても一様に売上高が基準とされている。理論的には、いまだに解決されていない問題の一つではあるが、実務上は圧倒的に売上高基準が採用されているといえる。

(13) ICAEW の調査では、臨時損益項目を付加価値の計算に含めているかどうかの点で、次の 3 年間についてデータが示されている。

	80-81 年	81-82 年	82-83 年
含めている企業	27 社	20 社	8 社
含めていない企業	11 社	9 社	17 社

(14) ICAEW の調査では、営業外損益項目についてデータを示していない。
い。

[参考文献]

- A.S.S.C., (1975) *The Corporate Report*, ICAEW, London.
- Hussey, R. & Bishop, M., (1993) *Corporate Reports-A guide for prepares and users*, Woodhead-Faulkner Ltd, Hertfordshire.
- ICAEW, (1977) *Survey of Published Accounts 1976*, ICAEW, London.
- , (1978) *Survey of Published Accounts 1977*, ICAEW, London.
- , (1979) *Survey of Published Accounts 1978*, ICAEW, London.
- , (1980a) *Survey of Published Accounts 1979*, ICAEW, London.
- , (1980b) *Survey of Published Accounts 1980*, ICAEW, London.
- , (1981) *Survey of Published Accounts 81/82*, ICAEW, London.
- , (1982) *Financial Reporting-a survey of UK published accounts 82-83*, ICAEW, London.
- , (1983) *Financial Reporting-a survey of UK published accounts 83-84*, ICAEW, London.
- , (1984) *Financial Reporting-a survey of UK published accounts 84-85*, ICAEW, London.
- , (1986) *Financial Reporting-a survey of UK published accounts 85-86*, ICAEW, London.
- , (1987) *Financial Reporting-a survey of UK published accounts 86-87*, ICAEW, London.
- , (1988) *Financial Reporting-a survey of UK published accounts 87-88*, ICAEW, London.
- , (1989a) *Financial Reporting-a survey of UK published accounts 88-89*, ICAEW, London.
- , (1989b) *Financial Reporting-a survey of UK published accounts 89-90*, ICAEW, London.
- , (1991) *Financial Reporting-a survey of UK published accounts 90-91*, ICAEW, London.
- , (1992) *Financial Reporting-a survey of UK published accounts 91-*

- 92, ICAEW, London.
- , (1993) *Financial Reporting-a survey of UK published accounts 92-93*, ICAEW, London.
- , (1994) *Financial Reporting-a survey of UK published accounts 93-94*, ICAEW, London.
- Lafferty, M. & Cairns, D., (1980) *Financial Times World Survey of Annual Reports 1980*, The Financial Times Business Information Ltd, London.
- Renshall, M., Allan, R. & Nicholson, K., (1979) *Added Value in External Financial Reporting*, ICAEW, London.
- Stilling, P., Norton, R. & Hopkins, L., (1984) *Financial Times World Accounting Survey 1984*, The Financial Times Business Information Ltd, London.
- Tonkin, D.J., (1989) *World Survey of Published Accounts*, Lafferty Publications Ltd, London.
- 太田昭和監査法人国際部 (1993) 『アニュアル・レポートの実務』日本経済新聞社。
- 大原昌明(1994) 「アメリカにおける付加価値情報ディスクロージャーの有用性について」『北星論集』第31号 (1994年3月), 55~79頁。
- 田中弘・原光世(訳) (1990) 『イギリス会計基準書』中央経済社。
- 中原章吉 (1984a) 「英国の企業付加価値会計」損害保険事業研究所『損害保険研究』第45巻第4号 (1984年2月), 105頁~140頁。
- (1984b) 「オーストラリアの付加価値会計(1)」『経済学論集』第16巻第1号 (1984年6月), 175~189頁。
- (1984c) 「シンガポールの企業付加価値会計」『経済学論集』第16巻第2号 (1984年9月), 123~149頁。
- (1984d) 「ニュージーランドの付加価値会計」『経済学論集』第16巻第3号 (1984年12月), 139~147頁。
- (1985a) 「南アフリカ共和国の付加価値会計」『経済学論集』第16巻第4号 (1985年3月), 29~59頁。
- (1985b) 「南アフリカ共和国の付加価値会計(その2)」『経済学論集』第17巻第1号 (1985年6月), 77~139頁。
- (1985c) 「カナダと香港の付加価値会計」『経済学論集』第17巻第2号 (1985年9月), 113~140頁。
- (1989) 『企業付加価値計算書の研究』白桃書房。

山田昭広 (1986) 『アメリカの会計基準』中央経済社。

本稿は、北星学園大学 1994 年度特別研究費（個人学術研究）を受けて
行った研究の一部である。

A Study of the Circumstances and Problems of Disclosure of Value Added Information

Masaaki OHARA

In relation to the disclosure of value added information, accounting standards are not yet set in the world. Nevertheless, value added information, in the form of value added statement has been disclosed, voluntarily, in the annual reports or the employee reports of some companies. Most of these companies exist in Europe, especially the U.K. and Germany.

In this study, I have summarized the circumstances and problems of disclosure of value added information, pointed to regional aspects and trends based on representative surveys (Lafferty & Cairns, Tonkin, ICAEW and Nakahara), and extracted the characteristics of the value added information from these surveys.

北星学園大学経済学部 北星論集第32号 正誤表

頁・行目	誤	正
23頁表①	ドイツの取引所に	ドイツの取引所の
93頁表中	ラファティ＝ケルンズ	ラファティ＝ケアンズ